

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	4 9 3 0 - 1 6 1 - 8 1 3 8 - 5	仕 様 書 番 号
手動ポンプ，潤滑油用	G Q - B 0 0 0 1 5 6 G	
	作 成	平成12年 7月28日
	変 更	平成24年 6月 7日
	作成部隊等名	補給統制本部 需品部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する市販品のオイルポンプについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で，カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては，製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S Z 8 7 4 1 鏡面光沢度－測定方法

N D S Z 8 0 1 1 角形銘板

N D S Z 8 2 0 1 標準色

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的事項

本仕様書に規定していない事項は，製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は，調達品目表による。

3.2 構成

構成は，本体及び受け皿とする。

3.3 塗装

塗装は，次によるほか，塗装方法は，製造者の仕様による。

a) 塗色は，N D S Z 8 2 0 1の色番号2314(OD色 7. 5 Y 3 / 1)を標準とするが，製造

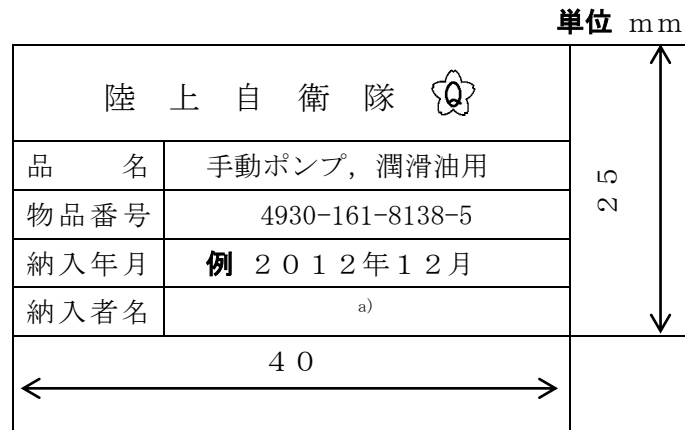
仕様の色相がY，GY及びGであり，明度が4以下，彩度が2以下も可とする。

- b) つやは，JIS Z 8741による鏡面光沢度[Gs (60°)]の値が60%未満（半つや及びつやなし）とする。

3.4 製品の表示

製品の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，次による銘板を本体の見やすい箇所に取り付けるものとする。

- a) 材料は，NDS Z 8011の黄銅製とする。
b) 加工方法は，NDS Z 8011の凸式エッチング法によるものとし，余白の色は黒色とする。
c) 形状及び寸法は，NDS Z 8011の番号22を標準とする。
d) 用字及び書体は，NDS Z 8011による。
e) 様式は，図1による。



注記 寸法は，標準を示す。

注 a) 納入者の名称又はその略号を記入する。

図1－銘板

4 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

出荷条件は，商慣習による。

6 その他の指示

6.1 予備品

契約の相手方は，調達要領指定書で指定する場合は，予備品として受け皿1個をつけるものとする。

6.2 納入書類

6.2.1 添付書類

契約の相手方は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，本品目1セットごとに表1に示す書類を納地先へ添付するものとする。

表 1－添付書類

名称	部数	注記
取扱説明書	各 1 部	GLT-CG-Z000001の箇条7による。 日本語版とし合冊することができる。
整備資料（第1種）		
部品表（第1種）		
アフターサービス連絡表		納地近傍の営業所等名，所在地及び電話番号が明記されているものをいう。

6.2.2 提出書類

契約の相手方は，契約後速やかに，調達要領指定書によって指定する場合を除き，表 2 に示す書類を提出するものとする。ただし，初回のみとし，2 回目以降同一契約者が同一製品で納入する場合は，省略できるものとする。

表 2－提出書類

名称	納入先及び部数	注記
取扱説明書	補給統制本部需品部へ各 2 部	GLT-CG-Z000001の 箇条7による。 日本語版とし合冊することができる。
整備資料（第1種）		
部品表（第1種）		
アフターサービス一覧表		全国の支店及び営業所等名，所在地及び電話番号の一覧が明記されているものをいう。

調達品目表

調達要求番号		仕様書番号	GQ-B000156G
調達要求年月日		作成年月日	平成24年 6月 7日
物品番号等	4930-161-8138-5	作成部隊等名	補給統制本部 需品部

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}
オイルポンプ	エムケー精工(株) WP-50K
	(株)コーシン SO-25 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) 吐出量は、0.5 L/1ストローク以上とする。
- b) 全長は、1350 mm以下とする。
- c) 質量は、7 kg以下とする。
- d) 使用燃種は、粘性オイルとする。